

令和5年11月24日

香芝市議会

議長 川田 裕 様

香芝市教育委員会

教育長 小西 友吉



回答書

令和5年11月13日付けで提出された質問状につきまして、下記の通り回答いたします。

記

中学校給食の入札に関する質問主意書

香芝市における中学校給食は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2の2第1項の規定により、広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会(以下「協議会」という。)規約(以下「規約」という。)を定め、その第4条の規定する事務を管理し及び執行している。その給食に係る賄い材料の取得は規約第26条の規定により契約され、その手続きは規約第27条の規定により地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する規定を例にする。

質問の主意は、協議会における契約に係る入札の適正性についての確認である。“令和5年11月10日において協議会では、中学校給食の賄い材料(牛肉及び豚肉)に係る入札を地方自治法第234条第1項の規定により指名競争入札”(以下「入札」という。)が行われている。その入札において、違法又は不当な手続きの疑いが弊職に通報される。

その入札に係る手続きの適正性に関し確認を要することから、以下の質問に回答されたい。

質問

- (1) 入札は、予定通り行われたものの、開札後に入札への参加者から職員に対し、入札書の提出方法に関し、指定された様式以外若しくは記入事項の不備等の指摘があったと聞き及ぶ。職員がその後確認したところ、入札の無効に関する規定に抵触しており、4社の入札への参加に対し、其の内3社が違反していることが発覚した。この通報内容は事実と異なることのないものであるかの確認を行う。違反であった場合は、具体的にその内容を示されたい。

(回答)

事実と異なることはございません。

違反の内容といたしましては、1社目は指定の封筒サイズではない封筒を使用され

た入札、2社目は封筒に入札書在中と朱書きではなく黒字で記載された入札、3社目は封筒に入札書在中が黒字で記載され、事業名に異なることを記載された入札でございました。

- (2) 入札参加者の個々の違反により入札に関する手続きによる無効の規定等に抵触する場合、入札(適正者を含む)の全てが無効となるのであれば、その根拠となる適用条文等を示されたい。

(回答)

根拠となる適用条文等はありません。
職員の認識違いによる誤った判断でございました。

- (3) 通報内容では、協議会職員から後に連絡があり、(1)の内容が示されたと通報を受ける。然しながらその入札行為自体の全てが無効とされ、後日に再入札が行われると説明を受けたと聞き及んでいるが、この通報内容は事実と異なることのないものであるかの確認を行う。また不落の場合と異なり、入札への参加者の瑕疵等によるその者への無効と解することはできるが、入札全てが無効と解することは困難である。これ等の通報者の内容が事実であるならば、地方自治法第234条第1項、その施行令及び施行規則(法令等による行政規則への委任事項を含む)のどの条文の適用かの再入札に係るその根拠を示されたい。

(回答)

事実と異なることはありません。
入札のすべてを無効とする根拠となる適用条文等はありません。
職員の認識違い及び法令等の確認不足による誤った判断に基づく連絡でございました。

- (4) 協議会の規約第27条には、この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例によると規定される。「例による」とは、他の法令上の制度又は他の法令の個々の規定を当てはめようとする場合には、通例では「適用する」又は「準用する」を用いられるが、更に広くある制度なり、法令の細則等の規定を包括的に他の同種の事項に当てはめる場合には、「例による」という用語が用いられると解することになる。即ち入札に関することであれば、地方自治法の財務に関する規定を例にする場合は、地方自治法第9章第6節の契約の規定、それに係る施行令及び施行規則並びに各構成団体における条例及び行政規則に従うものと思慮するが、その解釈と異なることはないか見解を示されたい。

(回答)

協議会の財務に関しては、お見込みのとおりでございます。

事務の管理及び執行につきましては、協議会の規約第17条に従い当該事務に関する広陵町の条例、規則その他の規程を関係市町の当該事務に関する条例、規則等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行しております。しかし今回の問題の発生から、再度規約の解釈の再認識に努めます。

- (5) 入札に係る(3)の確認が事実である場合、再入札とされることと協議会は見解を示すが、香芝市契約規則又は広陵町契約規則における「入札の無効」に係る規定は、入札参加者を対象とした入札の無効の要件が記されたものである。然らば、協議会では「再入札」とすると聞き及ぶが、それに該当する規定は見当たらない。原則、入札の無効又は失格とされる入札への参加者は、再入札を行うとしても、その再入札に及ぶ基因となる入札への参加者は参加資格すら持ちえないものである。また、入札に係る手続きを適正に行っている入札への参加者には、一切の責はなく、入札に係る参加者に無効又は失格となった場合、次点の者が落札者となることが原則であると思慮する。

上記の事由から、その正当性のある説明を示されたい。

(回答)

入札のすべてを無効とする根拠となる適用条文等はありません。

職員の認識違い及び法令等の確認不足による誤った判断に基づく連絡でございました。

また、質問状のご指摘を受けまして中学校給食の賄い材料(牛肉及び豚肉)に係る入札結果につきましては、3社を無効とし、有効な入札を行った業者を落札者とする決定をいたしました。

- (6) 入札に係る(5)の回答にも依るが、再入札が可能とする場合、入札参加者が無効とされる手続きに依るものとしても、その基因となるものは、入札が行われる事前に入札参加者に無効を通知するものである。然るに、協議会では開札後に他の入札への参加者からの通報を受けて、初めて入札への参加者の無効となる事実を知り得たものである。即ち、事前に適正な手続きの確認が行われていた場合、入札への参加者の入札無効又は失格が在るとしても、その者は入札に参加できないのであるから、適正な手続きを行う者の入札は適正に執行されていた論理となる。また、手続きの確認を怠った職員の責任は重大かつ明らかな瑕疵であり、再入札を理由に重大かつ明らかな瑕疵を不問にすることは絶対にあり得ない。

上記の事由から、その責任を明確にし、再入札の妥当性を示されたい。

(回答)

開札の事前に適正な手続きの確認を行わなかったことについては、明らかな瑕疵でございました。

開札事務の執行について香芝市教育委員会からも厳重な注意の申し出を行い、今後は再発防止に努め公正な入札の実施になるよう協議会からも指示させていただきました。

- (7) 上記質問の(6)について、職員の重大かつ明らかな瑕疵が該当するならば、適正な入札の手続きを行う者への負荷は一切ないものと解することができる。落札者に該当する者が再入札に参加しなければならない根拠が見当たらない。曲がった見方をすれば、入札の無効者に対して再チャンスを与えるものと見做すならば、公正取引にも抵触する恐れがある。このような非合理的な判断は、羈束裁量ではなく職員の自由裁量に依るものであるのか、端的にその根拠と理由を示されたい。

(回答)

誤った判断に基づく連絡でございました。

ご指摘のとおり、羈束裁量であり、職員の自由裁量ではございません。

今後は、厳格な入札にするため入札に係る関係法令等を再確認し執行します。

誠に申し訳ございませんでした。

- (8) 今回の入札に係る通報者の内容では、入札への参加に係る不当行為等への入札不参加等やその他処分等の規定はないと説明されたと聞き及ぶ。然し令和5年10月30日における文書質問への回答では、「今後、再発防止の為に指名入札における選定基準を設ける」と回答される。規約の解釈であれば、入札に関する規定は地方自治法、その細則並びに各構成団体の条例及び行政規則を例にするものであるが、その適用には「規則で定める」等とされる。その場合は協議会で規則を定めるか、又は規定を各構成団体の行政規則を準則することになる論理になるが、協議会では、意思決定の方法が上記のいずれに当たるのか回答されたい。然るに、今回の入札において、その通例による判断基準が在るにも関わらず、規定がないと説明されたと通報内容ではそのように聞き及ぶ。先の文書質問への回答において選定基準等は具体的に何を規定されたのか示されたい。また、上記する地方自治法等を例にする規定の順守についても併せて説明されたい。

(回答)

10月30日における回答のとおり選定基準を設けるべく事務を進めている最中でございます。

また、お尋ねの「指名入札における選定基準を設ける」に関しましては、協議会で設ける方向で調整しているところでございます。

その選定基準の内容といたしましては、前回の入札で入札書等が到着期限までに未着である場合は指名しない等の旨を検討しているところでございます。